

流域下水道の維持管理に要する経費の関係市町の負担額について

1 趣 旨

荒川左岸南部、荒川右岸及び中川流域下水道の維持管理に要する経費について、関係市町の負担金単価を改定する。

2 内 容

(1) 改定内容

関係市町の当該排水汚水量 1 m³当たりの負担金単価について、次のとおり改定する。

流域下水道名	関係市町	現行単価	改定単価
荒川左岸南部	さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市	36 円/m ³	41 円/m ³ 激変緩和のため令和 7 年度は 37 円/m ³ 、 令和 8 年度は 40 円/m ³
荒川右岸	川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、 和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、 川島町、吉見町	32 円/m ³	43 円/m ³ 激変緩和のため令和 7 年度は 38 円/m ³
中川	さいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、 八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、 伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町	40 円/m ³	43 円/m ³

(2) 増額理由

5 年ごとの定期見直しを行った結果、施設の老朽化に伴う修繕費の増加、エネルギー価格の高騰に伴う電気料の増加及び労務費の上昇などが見込まれるため。

(3) 関係市町の意見聴取（下水道法第 31 条の 2 第 2 項）

すべての関係市町が同意。

3 改定負担額の適用日

令和 7 年 4 月 1 日